○国土交通省告示第百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－593号	表面仕上材（表面床張り材）	Nordic Flooring Marine	Aminogatan 22, Molndal, Kingdom of Sweden

○国土交通省告示第百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－82号	ハルテックス　インサイドフロアー（遮音甲板床張り材）（Rw=40 dB）	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の7

○国土交通省告示第百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－602号	表面仕上材（表面床張り材）	ＹＦカーペットＷＴ７７.５Ａ	吉田房織物株式会社	大阪府泉大津市板原町一丁目13番36号
第Ｆ－607号	〃	ＹＦタイルＷＴ７Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年一月十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－609号	表面仕上材（難燃性上張り材）	ＭＴＳ－21　ＡＬＧＣ－201	早川ゴム株式会社	広島県福山市箕島町南丘5351番地
第Ｆ－610号	〃	ＭＴＳ－21　ＡＬＧＣ－303	〃	〃

○防衛省告示第二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年二月五日及び同月六日（予備、同月七日から同月十日）までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年二月五日及び同月六日（予備、同月七日から同月十日）までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年二月八日及び同月九日の〇六三〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年二月八日及び同月九日の〇六三〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十九日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年二月十三日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。